

# 平成29年12月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	平成29年12月14日(木)、15日(金)
所属委員	〔副委員長〕佐藤雅裕 〔委員〕 鳥居作弥 渡部優生 安部泰男 宮本しづえ 杉山純一 宗方保 小桧山善継



鈴木智委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・14件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

## (12月14日(木) 企画調整部)

鳥居作弥委員

企画環境委員会は非常に守備範囲が広い。野球の守備でいえばセンターだと思う。後ろにそらしてしまうと失点につながるおそれがあるので、しっかりと役目を守っていきたい。

さきの説明で携帯電話不通話地区の解消事業があった。私はきのう国道114号を通ったが確かに不便なところであった。地元のいわき市田人地区でも震災後なかなか電話が通じなくなり、4月11日の地震の際に土砂崩れが起きてさらにひどい状況になった。不通話地区を解消するのはすばらしいことだが、田人地区で問題だったのはau、ドコモ、ソフトバンクと会社が違うとなかなか通話できないことだった。その辺を含めて不通話地区の解消事業について詳しく聞く。

部参事兼情報政策課長

携帯電話の不通話解消については、国が補助事業を用意している。今回計上している1億300万円余りは浪江町が行う事業に国の予算を充てる。市町村が行う場合は国が3分の2を補助する大変手厚い補助となっている。

事業主体は、場合によっては県もあるが主に市町村である。しかし市町村が行いたくても、携帯3社のいずれかが参画しないと、鉄塔を建てても電波が繋がらない。3社とも参画することが望ましいが、少なくとも1社の参画が必要である。

今県内の居住地域における通話可能エリアの世帯カバー率は99.88%であり、ほとんど100%に近いが、山間地域等の余り人が住んでいない場所が残っている。そういった場所は当然利用者も少ないので、補助事業を使っても携帯会社はなかなか採算が合わない。そういった地域が残っているので、市町村で事業を行おうとしても携帯会社の協力を得られない場合も多い。特に委員指摘のいわき市田人地区といった山間部は人が少ないのでなかなか難しい。

しかし、今のところ要求すればほぼ国から補助を受けられるので、市町村と携帯会社で調整すれば事業は進む。特に携帯会社の参画は大事になってくる。本県を管轄しているのは3社とも仙台支社であるので、県も毎年仙台支社に足を運んで補助事業への協力を求めるとともに、国からも事業者へ協力を呼びかけてほしいと要望している。

今回の浪江町については、3社の参画を得ている。

鳥居作弥委員

市町村が携帯会社と打ち合わせし、会社が参入する時点で県に対して補助申請を出す流れでよいか。

部参事兼情報政策課長

国の補助事業なので、例年5、6月ごろに翌年度の要望を出して国が審査し、年明けあたりに内々示的な話がある。それを受けて翌年度分の予算をとり事業を実施するのがおおむねの流れである。

鳥居作弥委員

何年か前に関係者といろいろと話をしたが、通話エリアに300世帯以上の契約者がいないといけないなどの細かい要件があると聞いた記憶がある。

国のバックアップもあり、そういった要件も少しは緩和されていると思うが、求められる要件をわかる範囲で聞く。

部参事兼情報政策課長

補助事業の採択要件として、何戸以上なければいけないとの定めはない。

今回の浪江町の事業地区はまだ帰還困難区域なので実際に人は住んでいないが、国道114号沿いであり復旧・復興のための交通量が大変多く、必要性があるとして認められた。

宮本しづえ委員

今定例会で、自主避難の入居者に対して退去を求める訴えの提起が3件、契約を求める調停の申し立てが2件で6名出ている。まだ再契約せずに4月以前の状態のまま入居を続けている方もいるが、今回の事案はどういった基準で選定したのか。

担当の資料によれば、退去もしくは再契約をせずに継続入居している世帯は、県内と県外を合わせて10月20日の段階で100戸とのことである。その100戸のうち今回県は9件を選んだことになるが、その他の世帯の話し合いはどうなっているのか。全体像がよくわからない中で、部分的に取り出して法的な措置をとるのは非常に理解が難しい。選定基準を聞く。

生活拠点課長

10月時点では委員指摘のとおり100戸だったが、我々も日々戸別訪問等を実施しており数は減ってきている。12月11日時点で県の内外を合わせて82世帯が未退去である。内訳は県内が33世帯、県外が49世帯である。この方々についても退去に向けて戸別訪問等を行っている。その中には間もなく退去手続をして別の住まいに移る方もいる。

なぜ今回提訴が3件、調停が2件で6名となったかだが、我々は昨年4月以降ずっと戸別訪問を行っており、それぞれの事情に配慮しながら被災者の生活再建に努めてきた。今回の案件は説明で述べたように話し合いで進展が見られなかった。

第100号の方は既に自宅に戻っており、仮設住宅を物置として使いたいとのことだが理由としては成り立たない。そういった方については話し合いがこれ以上進まないで、第三者である裁判所を通じて解決するしかない。

民間賃貸住宅の2件については、1件は約束をほごにされたり、こちらが幾ら提案してもなかなか応じてくれない方である。特に民間賃貸住宅の場合は大家もいるので、それだけ損害金が発生してくる。大家に対しての配慮も要するため解決していかなければならない。もう1件は、職員を恫喝する方であり、職員も恐怖を感じている。職員に危険が及ばないよう、裁判所を通じて解決していくしかない。基本的に話し合いを通じても進展を見込めない場合は法的手段をとらざる

を得ない。

基本的には今後も話し合いを続けながら、解決に向けて取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

12月11日段階では82戸が継続入居しているとのことだが、今回の訴えと調停の件以外は、基本的には話し合いで何とか解決の見通しがつきそうなのか。

生活拠点課長

話し合いを続けているが人によって状況が違う。今回と同じように話し合いを続けても進展が見込めない場合は第三者である裁判所で解決する方策をとる場合もあり得る。

宮本しづえ委員

今後もこういった事例が出てくることはあり得るとのことだった。既に退去しているか、再契約を結んで避難を継続している方がたくさんおり、それが大方とのことだが、ことし3月時点、無償提供が終わる段階で全国からさまざまな意見があった。本県に継続を求める意見も随分あった。

避難者の支援が必要だと独自に判断して家賃の支援を継続している自治体もあるが、これは今全国でどれほどあるか。どの都道府県にどれほどの方が今も家賃を払わなくてもよい状態で避難を継続しているのか。避難先での住宅支援がない避難者は裁判に訴えてまで退去を求めているが、避難先自治体で家賃の支援があれば、例えば北海道営住宅は来年3月までは無償で入居できる制度がある。そのため、たまたまそこに避難した人は、裁判に訴えられることもなく今までの状態で継続して入居が可能になる。これは不公平であるため公平性を確保しなければならない。訴えてでも退去を求めなければならないのかもしれないが……

鈴木智委員長

宮本委員に述べる。一般的事項の質疑の際に質問願う。

宮本しづえ委員

一般的事項の質疑の際にまた質問するがそういった事例がある。現時点で全国でこのようなことが続いている段階で、法的な措置をすることについて……

鈴木智委員長

宮本委員に述べる。質問を継続するのか。

宮本しづえ委員

それでは、この件は一般的事項の質疑の際にまた質問したい。

今回東雲住宅に入居している5世帯に対して県は調停の申し立てをしている。これは国家公務員住宅なので、財務省から借り上げて入居者と契約を結ぶことになる。

私は9月定例会でも、契約の内容についていろいろな問題があったのではないかと述べた。当初は契約予定だったが、内容に問題があるとして契約を結ばなかった人がいるのではないかと。契約書を希望者に示したのはいつだったのか。

生活拠点課長

年度当初に示している。

宮本しづえ委員

契約書を示したのが今年度の当初であれば、希望をとったのは昨年度末だったのではないか。契約書の中身を希望者に十分伝えていない、まだ示されていない状態で希望をとったと思うが、時系列はそれでよいか。

生活拠点課長

確認したい。

宮本しづえ委員

県が今の段階で、こういった方々に法的な措置で退去を求めるのは非常に問題がある。恐らく国からは、早く避難者を住宅から出せ、災害救助法はもう限界だと言われていると思うが、なりわい訴訟の判決が下されて国の法的な責任が改めて認められた状況で、国からそう言われているからといって、県が主体になっている災害救助法の適用を3月で終わらせ、継続入居している人に法的な措置をとることが本当に適切なのか非常に疑問がある。

いろいろな事情を抱えている方に対して、県が戸別訪問等を通じて本当に努力しているのもわかるが、どうして避難をしなければならなかったのかとの思いが避難者にはずっとある。それに対して県がどのように寄り添って対応するのかである。最後の1人まで寄り添って支援すると言ってきたことと、今行っていることとの間には大きな乖離がある。法的な措置までとることは当事者にしてみれば納得できないとの思いが残るのではないか。

何が何でも法的な措置をとらなければならないのか。局長に聞く。

避難地域復興局長

今回訴訟と調停を提案したが、我々も本来は法的措置はとりたくない。4月以前から職員が訪問し、支援策を示しながら丁寧に対応してきた。課長からも説明があったが、その上でどうしても今後の進展が見込めない方々について、やむを得ず訴訟と調停を議会に提案することとした。

調停の件で契約書の問題との話もあり、いろいろな思いがあるのかもしれないが、こちらからの再三の問いかけにも応答がない状況なので、これ以上は第三者を介さないと話し合い自体が進まないとして調停を提案した。

本当に苦渋の決断であり本来は行いたくないが、やむを得ないとして了解願う。

宮本しづえ委員

津波や地震で住宅が壊れて仮設に入居している方は、個別に特定延長の対象となっている。今回の事例は特定延長の対象にはならなかったのか。

生活拠点課長

特定延長は公的な区画整理事業がおこなわれているなどの理由によるものなので、今回の事例は特定延長の対象ではない。

宮本しづえ委員

特定延長の考え方をもう少し幅広くするべきではないかと、9月定例会の本会議でも述べた。今回のような事例はこれからもあるので検討願う。

Jヴィレッジの減免要綱で、知事の承認を受けた基準に基づいて減免できる規定となっているが、この基準とはどういったものか。資料を提示願う。

エネルギー課長

今回の条例で免除の規定を設けているが、指定管理者決定後に協議して決める。

宮本しづえ委員

本会議の代表質問で、自主避難者の実態調査を国の責任で行うべきではないかと述べた。答弁では国、県、市町村が共同で避難者の実態について住民意向調査を実施しているとのことだったが、これはどのような調査で、その結果はどうなっているのか。

避難者支援課長

12月8日に国、県、市町村が共同で住民意向調査を実施していると答弁した。これは原子力被災自治体における住民意向調査であり、国、県、市町村の三者共同による被災12市町村向けの意向調査である。毎年市町村ごとに帰還の意向等をアンケート調査しており、平成29年度は7市町村で実施している。

宮本しづえ委員

避難指示がある自治体ではそういった調査を行っている。本会議の質問では、国の避難指示の有無にかかわらず実態調査をすべきとの趣旨で述べた。避難指示のない区域からの避難者、いわゆる自主避難者の実態が本当にわからなくなっている。

去年の10月までは避難元の自治体からどの都道府県にどれだけの戸数が避難しているか調査しており、その時点では避難世帯が1万戸あった。これはいわゆる借り上げ住宅で家賃を負担していた戸数である。ことしの段階ではどの機関がどのようにして実態をつかむのか。システムとして何もないのではないか。

避難者支援課長

自主避難者の移動先の把握には全国避難者情報システムを使用している。任意ではあるが、移動した届け出を避難先自治体にすれば、関係自治体に情報が行く。我々も登録をするよう広報誌や新聞等で呼びかけており、そういったもののできるだけ把握していきたい。

宮本しづえ委員

避難者情報システムの登録と重複しているケースもあるが、去年10月の調査は明らかに家賃を払っている戸数なので、実態としては極めて正確なものと理解していた。ただことしの3月で無償での住宅支援は終わっている。それ以降は県でことし3万円、来年2万円家賃の支援をする制度があるが、これを現段階で受けている世帯はどのくらいか。

生活拠点課長

11月末までの実績で、民間家賃補助の受給が決定しているのは1,986件である。

宮本しづえ委員

1,986件であれば、去年の10月の段階から見ると約2割の方が家賃支援を受けて避難を継続していることになる。

3月までに帰還する世帯に対して、県は5万円もしくは10万円を補助する制度をつくったが、この適用を受けた世帯は幾つか。

避難者支援課長

ことし3月までに自主避難者が県に帰還した場合に、県外避難者には10万円、県内避難者には5万円もしくは3万円を補助する制度となっていた。平成27年度から3年間補助事業を実施しており、交付決定をしたのは4,585件である。

宮本しづえ委員

3カ年で4,585件とのことだが、大部分は平成28年度なのか。

避難者支援課長

帰還してから3カ月間は申請できるので、ことしの6月まで申請できた。今年度もこの予算を計上しており、一番多いのは平成29年度で、1,856件を交付決定している。

宮本しづえ委員

ことしの4月以降で、民間の家賃支援を受けたのが約2,000件、そして戻ってくるための支援を受けたのが今年度約2,000件と考えると、家賃の支援を受けたり、帰還したりしているのは合わせて4,000件弱となる。去年の10月で1万件あったとすれば、あとの6,000件がどうなっているのかよくわからない。

こういった人たちは今どうしているのか。この人たちの中には本当に支援が必要な人もたくさんおり、実態をつかんでいかないといけないのではないかと。このことについて、県として実態をつかむ必要があるとの基本的な認識を持っているのか。

避難者支援課長

避難者全数を把握して必要な支援をすべきとの主張は各方面からあるが、避難者か否かは外形的、客観的な問題もあり、把握するのはかなり難しい。

我々も昨年度応急仮設の戸別訪問等を実施したが、そういった名簿をもとに今も本県の周辺自治体では復興支援員等を委託し、戸別訪問等を実施して見守り活動をしている。必要な世帯に支援が届くように努めている。

宮本しづえ委員

この約6,000件の避難者が本当にどうなっているのか大変気になる。いろいろな工夫をして実態をつかもうと努力しているのはわかるが、もう少ししっかりした仕組みを立ち上げていく必要があるのでは、なお検討願う。

受け入れ自治体の独自の施策によって、無償で住宅が提供されている件数等はどれほどか。

生活拠点課長

調べるので少し時間が欲しい。

鈴木智委員長

その間、他の委員で質問があれば質問願う。

渡部優生委員

本会議の一般質問の関連で人口ビジョン絡みの施策について聞く。人口減少への対応は県の最大の課題だと思いつつ質問している。本会議の答弁では県は約13億円、市町村が約29億円、合計で約42億円の交付を受けたとのことである。

外部の有識者による検証は毎年行っていると思うが、この評価結果を具体的に聞く。新聞報道では県の補助事業のうち48の事業を評価して、非常に有効であったのが1割、有効であったのが5割、残りの4割は有効でなかったとのことだ。

た。我々はどういった事業が有効だったか具体的に知っておきたいし、有識者が有効でないと言っても我々の目から見ると有効な場合も多々ある。委員長の裁量で資料提供願う。

復興・総合計画課長

有識者会議の評価の結果について資料提供する。

鈴木智委員長

ただいまの資料について、提出を求めることでよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

資料の提供が可能であれば提供願う。

渡部優生委員

市町村について聞く。県内59市町村全てが人口ビジョンと地方版の総合戦略をつくり、それぞれ事業を申請すると思うが、実際に59市町村全てが申請しているのか。申請したものがどのぐらい採択になっているのか。市町村は29億円と答弁があったが、実際に59市町村の中でどのぐらいの市町村が該当になっているのか。全く該当になっていない市町村もあると思う。そういった市町村は地方創生事業をしていないことになるので、しっかりと採択を受けられるように県も支援していかなければならない。実態について聞く。

復興・総合計画課長

地方創生拠点整備交付金は、平成28、29年度のハード整備37件、地方創生推進交付金はソフト事業35件が採択となっている。まだ採択されていない市町村もあるが、今後もきめ細かく丁寧に支援していく

。

渡部優生委員

これは本県全ての市町村が手を挙げて、オール福島で取り組まなくてはならない課題である。県内59市町村全てが該当するようにしなければならない。そうでなければ県が目標としている、2040年に人口160万人の目標は達成できない。まだ該当になっていない市町村に対してはしっかりとアドバイスをして、全ての市町村が該当になるよう取り組み願う。

本会議でも述べたが、県の人口ビジョンで希望出生率を設定して3年たち中間年となった。現在その目標に向かってどのぐらいまで近づいているのか。実際の出生率は改善しているのか。

復興・総合計画課長

直近での出生率は1.59であり、この人口ビジョンを策定した時点よりも0.01ポイント上回っているが、まだ目標の2.16には極めて遠い現実もあるので、引き続き人口減少対策にしっかりと取り組む。

渡部優生委員

どこの市町村がどういった事業を申請しているのか、採択になったかを参考に見ておきたい。市町村分についても資料提供願う。

復興・総合計画課長

資料を後ほど提出したい。

鈴木智委員長

ただいまの資料について、提出を求めることでよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

資料を提出願う。

生活拠点課長

さきの宮本委員からの質問について、件数はわからないが無償で公舎等を提供しているのは北海道、山形県、鳥取県、愛媛県の4道県である。

事情があっても避難生活を続けざるを得ない方について、各都道府県に住宅の優先入居等の独自支援について依頼しており、そのような協力を得ながら行っている。都道府県によってばらつきがあるのは確かだが、我々としてもお願いする立場であり、そこはいかんともしがたい。

宮本しづえ委員

本県の要請に応じて、各都道府県でさまざまな支援制度を行っているのはありがたい。ただ避難する時点では5、6年たった先に何が待っているかなど全くわからず、考える余裕もない状態だった。行った先でたまたま支援があった人たちにはこういった措置がとられたが、全員が原発事故の避難者、被災者との立場で公平性を確保することが県の役割である。

避難先での住宅支援がない避難者を裁判や法的措置で追い出すのではなく、最後まで寄り添って支援する立場をしっかりと貫くことを改めて要望すると同時に、自主避難者の実態をしっかりと調査し、個別にしっかりと支援願う。

次に、賠償についてである。原賠審（原子力損害賠償紛争審査会）が10月3日に富岡町、南相馬市、浪江町で現地調査を行った。このときに3市町が原賠審に対して賠償に関する要望を行っている。例えば富岡町は避難費用の賠償を延長してほしいと要望しているが、これは恐らく生活費の増加分と、精神的な賠償を合わせた月10万円の賠償を意味しているのではないかと。避難費用の賠償を相当期間1年を超えても延長してほしいとのことである。このときに借家の住居確保損害の不平等もなくしてほしいと要望したようである。

県では最近副知事が賠償に関して国に要望した。富岡町や南相馬市は精神的損害の中間指針の見直し、改訂を求める要望をその時点で行っているが、県の要望事項にしっかりと反映されているのか。

原子力損害対策課長

今話があった件は今年4日に副知事と双葉郡4町が政党に要望したものである。内容であるが、平成27年6月の福島復興指針の改訂趣旨を踏まえ、東京電力が家賃賠償等を30年3月までとしていることに対して、対象世帯に対して適切な対応をとるように東京電力への指導を要望した。

宮本しづえ委員

今の説明だが、避難費用の賠償をもっと延ばしてほしいと求めたのか。家賃の賠償が来年3月で終わるが、この延長のことを富岡町は言ったと県は理解して家賃賠償の継続を求めたのか。

この要望項目を見る限り、避難費用の賠償延長には、家賃だけではなく避難の生活費の増加分の賠償、月10万円の賠償も延長してほしいと町では考えていると理解すべきである。このことについて県はどう捉えているか。

#### 原子力損害対策課長

宮本委員から富岡町の例示があったが、10月3日に原賠審が富岡町で現地調査を行った際の首長との意見交換で、町全域の現状や避難生活を継続する町民の実情等を理解した上で、そのような内容を中間指針に反映させてほしいとの要望が富岡町から出されたと認識している。

そういった中で、今回、応急仮設住宅の延長も相まって、供与期間と家賃賠償の対象期間が相違しないようにとの内容を中心に要望したと認識している。

#### 宮本しづえ委員

今回県が要望したのはそういった項目であった。私は生活費の増加分の延長も含めて賠償指針の見直しを要望すべきだったと思う。それが避難自治体の一番の要望である。

県としてきちんと指針の見直しを求めるべきだと思うのもう一つ理由がある。それはなりわい訴訟を踏まえることである。避難指示の有無にかかわらず、浜通り、県北、県中、県南もそうだが、この地域に居住していた人は、住民票があったことで避難するかもしれないも含めて大変な葛藤があった。それを福島地裁は被害として認定し、ここに住所がある人、例えば県北や県中区域の人には16万円の追加賠償を命じる判決を下した。これは個別にどのような事情を抱えているかにかかわらず、ここに住民票がある、住んでいるだけでそれに匹敵する損害を裁判所が認定したことになる。ここには約150万人の県民がいる。

判決が出たことの意味は非常に大きい。今の国の指針だけではもう被災者を救済できないことを裁判所が認めたので、県はこれを踏まえて、少なくとも浜通りや県中に住んでいる人たちについては指針の改訂、賠償の見直しを求めるべきではないのか。担当理事、答弁願う。

#### 原子力損害対策担当理事

本会議でも答弁したが、これまでも県の原子力損害対策協議会の活動で、審査会に対して本県の実態をしっかりと把握した上での適時適切な指針の見直しを繰り返し求めている。引き続き避難指示区域の内外にかかわらず、県内全体の実態把握と指針への反映を求めていく。

#### 宮本しづえ委員

それは一般的な答弁である。

福島地裁があの判決を出したことの大きな要因の一つとして、裁判所が避難指示区域だけではなく、避難指示区域外についても現地調査を行ったことの意味は非常に大きかった。だから原賠審に対しても、避難指示区域だけではなく区域外について、改めて現地調査と関係住民の意見聴取を行うよう求めるべきである。まだ中間指針の段階であり、最終指針が出されたわけではないので、指針の改訂に反映させていくよう県として取り組むべきである。そういったことは要望していないのか。

#### 原子力損害対策担当理事

なりわい訴訟はまだ係争中なので今後の状況を注視していく。

さきにも答弁したが、指針についてはこれまでも適時適切に見直しを求めており、その前提として当然県内の状況をしっかりと把握してもらう必要があるので、毎年現地調査を求めている。

## 宮本しづえ委員

国の避難指示の有無にかかわらず、県内全域、会津でも大変な状況がまだ続いている。風評被害を中心にさまざまな被害が継続しているので、県内全域について現地調査の対象にした上で、指針の改訂を求めていくべきである。そのような取り組みを願う。

次は、再生可能エネルギーの関係である。本県は2040年に県内で使うエネルギーの100%相当量を再生可能エネルギーでつくり出すとの目標に取り組んでおり、これは大変すばらしい目標である。

ただ再生可能エネルギーなら何でもよいわけではない。本会議の質問でも取り上げたが、例えば風力発電では集中立地の影響、バイオマス発電でパークを使ったものは県民の不安が非常に大きく、大規模なソーラー発電は環境への影響が心配される。そういった新たな課題が再生可能エネルギーの種類ごとに出ている。環境に配慮した再生可能エネルギー推進の考え方を県として検討すべき時期に来ているのではないかと。

福島市でカナディアンソーラー発電の計画があるが、同じ資本の会社が日光市でも太陽光パネル16万枚を設置する計画をしており、住民からは大変だと反対運動が起きた。それで日光市は、「日光市の太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」を、12月議会に提出する予定である。

再生可能エネルギーなら何でもよいのではなく、地域住民との調和、環境に配慮した再生可能エネルギーの推進を図るといった自治体独自の考え方が出てきている。そういった考え方に基づいて、条例や新たなガイドラインがつけられる動きがある。再生可能エネルギー推進の先進県になりたい本県だが、この分野ではそういった意味での立ちおくれが出てきており、この辺についてももうそろそろ一定の考え方をまとめていく時期にあるのではないかとと思うが、どうか。

## エネルギー課長

再生可能エネルギー推進については推進ビジョン、アクションプラン等でさまざまな種類の再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。

宮本委員の質問でもあったが、風力発電を初めとして規模の大きな発電については、既存の法律等で関連の許認可がたくさんある。当然ながら業者にはその許認可をしっかりとクリアしてもらい、我々は環境面について環境アセスメントをしっかりと行う。業界で定めているガイドライン等も十分参考になると考えている。

県としては、推進をしつつ、そういった規制をしっかりと守ってもらうため、住民との十分な対話を含め、折に触れて事業者には丁寧な対応を求めていく。

## 鳥居作弥委員

再生可能エネルギーの関連だが、2040年までには100%相当量を県内で賄うとの指標が出ており、2020年には40%、2030年には60%となっている。再生可能エネルギーの分野は日進月歩、きょうとあしたで全く違って来る分野であり、先を見通すのがかなり難しい。太陽光パネルでは耐用年数、減価償却、FIT（固定価格買取制度）を含めて20年が一つの目安である。県内でもメガソーラーが屋根にソーラーパネルをつけているが、これが20年近くたつと一気に減り、電力供給が減っていく。そういった中で、2040年の100%に向けてどういったビジョンがあるのか。

## エネルギー課長

冒頭の部長説明でもあったが、再生可能エネルギーの推進ビジョンで掲げている目標は、2040年までに県内のエネルギー需要に相当する量を再生可能エネルギーで発電することである。

2040年といえば先の話なので、委員指摘のとおり技術は今のままではなく、技術革新や新たな方式も期待したい。ただ我々は作成したアクションプランに基づき、ここ3年ぐらいでとにかく今できるものを積極的に導入し、目標に一步でも

近づけていきたい。

具体的に述べると、太陽光は導入が比較的簡単なので伸びてきている。風力、小水力、バイオマス等については、潜在的にはまだまだ可能性があるが、導入に時間がかかるので今後伸びてくると考えている。

#### 鳥居作弥委員

2040年まで見通すのは大変である。2040年という今から20年後であり私も65歳ぐらい、次世代、次々世代が活躍する時代であり、ビジョンを掲げるには先過ぎるところもある。もちろんいろいろと努力しているだろうが、やはりFIT、太陽光パネル、水力等いろいろなものの耐用年数等を勘案しながら、より具体的なロードマップも必要だと思うので今後検討願う。

次は、障がい者スポーツについてである。先日、弱視、全盲の方が競技するブラインドテニス大会を、いわきサン・アビリティーズで見学した。いわき市の方が1人参加しており、秋田県や遠くは愛媛県からも参加があった。

このブラインドテニスというスポーツは、今回のえひめ国体後の障がい者大会でオープン種目になったが、支援の手が届いていない現状がある。愛媛県からの参加者もそうだが、いわき市から愛媛県に行った方も、付き添いを含めてかなりの旅費がかかるとのことだった。全国大会、東北大会出場への支援に関しては、1大会につき3,750円を上限とする補助しかないと記憶している。

その方は三十数歳だが高校生のときに病気で弱視となり、それからいろいろと生きがいを探す中で見つけたのがブラインドテニスであった。なかなか正規社員になれず、近くのスーパーでアルバイトをしており、全国大会、東北大会の費用を捻出するのは大変だと言っていた。

県として障がい者スポーツを振興する中で、パラリンピック種目に対する支援はそれ相当にあると思うが、パラリンピック種目がない障がい者スポーツに対して、今後はある程度支援の幅を広げていくべきだと思うが、どうか。

#### スポーツ課長

障がい者スポーツの振興は、まず機能回復の部分とスポーツを関連づけるところから生きがいづくりへ結びつける。そして、スポーツの中でも種目に徐々に導いていき大会へといった形で推進を図っている。

委員指摘のとおり、県のスポーツ大会を主催しているが、残念ながらこのブラインドテニス種目は入っていない。したがって、今後運動導入教室や種目教室での導入、または県の総合体育大会、先ほど述べた障がい者スポーツの大会などにおいて、種目を設定することや、その中で競って全国へ行くといった部分については、支援を検討していきたい。

#### 鳥居作弥委員

ブラインドテニスは3クラスに分かれている。弱視が2つと全盲のクラスである。競技人口は少ないが、実はその方は弱視の見えるほうのクラスで全国1位である。これから世界大会もある。そういった方の生きがいだけではなく、障がいを持った方の希望となる施策を行いサポートしていくことも必要だと思うので、さらなる具体的な支援を願う。

#### 佐藤雅裕副委員長

トヨタ自動車(株)が電気自動車に大きくかじを切り始めたとの報道があった。本県として水素は当然将来の有望な技術の一つなので、これはこれで追求していくべきだと思うが、世界の自動車の趨勢を見るときに、水素がどこまで普及していくのかはこれから非常に大きな議論になってくる。その意味で、国内、世界でもトップのメーカーが方向転換したような報道もあったので、水素の出口をしっかりとつくらなければならない。使う責任までは県は及ばないかもしれないが、マーケットがなければせっかくつくったものもなかなかアピールできない。よい意味でのレガシーとして残ればよいが、望むような形にならないかもしれない。今回の報道を受けて、水素の将来性について動向を注視していくべきではないか。

#### エネルギー課長

そのような報道があったが、トヨタ自動車（株）が完全に手を引くわけではないと思うし、特に今回実証として浪江町で行われるものについては、再生可能エネルギー推進の面からも意義があると考えている。また水素自体がこれまでのエネルギーの代替として有効との認識もある。

県は今年度水素ステーションの整備に補助しており、今後は燃料電池自動車の購入についても補助して、何とか県内で水素利用を定着させていきたい。今後の展開としてはまずは乗用車だが、バスや産業用のフォークリフトの分野では導入が進められているので、そういった可能性についても調査し、導入できないか検討していきたい。

#### 佐藤雅裕副委員長

水素はエネルギーではなく貯蔵する手段なので、バッテリーとの競争になる。バッテリーも今の使い勝手が悪い部分を改善しようとしている。水素を再生可能エネルギーとして利用することをぜひ県として成功させて、世界にPRできる施設にしてほしいが、もう一つの軸足としてバッテリーによる貯蔵技術をこれから見ていく必要がある。利活用についても、フォークリフト、バスはどうか、一般乗用車がどうかなどしっかりと調査願う。

もう1点の質問はオリンピック関係である。本県での種目等について、組織委員会との協議や準備の状況がはっきり見えず、県としての準備がなかなか追いつかないとの話を聞いた。それが事実かは別として、組織委員会に県も直接入って、残された期間でいろいろ準備していかなければいけない。

具体的にはあづま総合運動公園のことももあるが、オリンピックの開催に向けた準備に関しての協議が組織委員会と直接始まったことを踏まえながら、こういった形で進めてきたかを聞く。

#### 東京オリンピック・パラリンピック担当課長

本県での野球・ソフトボール競技の一部開催に向けた準備について説明する。

ことし3月に本県開催が正式に決定し、6月定例会において、あづま球場の改修工事に向けた調査設計の予算が認められた。現在あづま球場を所管している土木部において、改修に向けた調査設計業務を行っている。

改修工事は、平成30、31年度のオフシーズン、11～3月ぐらいの期間の2カ年の改修工事を予定している。

具体的な改修工事の中身は、選手が利用するロッカールームやシャワー室の改修、トイレの洋式化に向けた改修等を今のところ予定している。フィールドは現在組織委員会等と協議している。

その他、選手、観客の輸送、公衆衛生、セキュリティの確保が業務として出てくるので、保健所、医療関係機関及び警察との協議を進めている。そういったことを含めて組織委員会、関係機関と協議していく。

#### 渡部優生委員

政調会でアーカイブ拠点施設について資料収集と施設展示の設計を進めていると説明があった。アーカイブ拠点施設自体が、イノベーション・コースト構想の情報発信の基地、拠点とのことなので、構想を進める上でも大変重要な施設であり、1日でも早くつくって構想を進めていくとのことだったが、開所に向けた今後のスケジュール、場所、規模、予算総額等の概略について説明願う。

#### 生涯学習課長

場所が双葉郡双葉町の中野地内で敷地面積は3.5ha、規模は延べ床面積で約5,200㎡である。建屋と展示の設計と同時に収集業務を進めている。収集業務は開館後もずっと続けていく予定である。工事は来年で、2020年度には完成する予定である。

中身としては展示や研修業務を行うなど、震災の教訓、体験等を伝えていく施設、そして、福島イノベーション・コー

スト構想等の復興の姿を未来に向かって発信していく施設になる予定である。

渡部優生委員

予算の総額と財源を聞く。

生涯学習課長

事業全体の規模は55億円程度である。福島再生加速化交付金を財源としている。

## (12月15日(金) 生活環境部)

宮本しづえ委員

福島市の中核市移行に関する条例が何件か出ているが、専門的な判断、職種が必要になる事務はどれほどか。福島市で処理できないために県から職員を派遣しなければならない分野は、どの事業でどれほどあるか。

生活環境総務課長

環境関係の業務数について、中核市への移行に伴い570項目が移譲される。

職員派遣は福島市の要望を踏まえて検討する。

なお、現在県北地方振興局で福島市から研修生を1人受け入れている。

宮本しづえ委員

1人で研修に来て、570項目の事務を全部こなせるとは思えないので、県から一定の職員を派遣せざるを得ないと思うが、まだ最終的な人的体制が固まっていないのか。

生活環境総務課長

現時点では調整中である。福島市の要望を踏まえて、中核市移行が適切に行われるよう対応していきたい。

宮本しづえ委員

福島市から具体的にどのような要望が来ているか。

生活環境総務課長

具体的には来ていないので調整中だが、過去のいわき市、郡山市の中核市移行と同じ形で考えていく。

鳥居作弥委員

私の地元でもいろいろな方からイノシシの話聞く。平成29年度の県の直接捕獲の目標値は6,800頭だが、県全体ではどのくらい捕獲するのか。

自然保護課長

平成27年3月にイノシシの管理計画を策定しており、有害捕獲、県の直接捕獲、狩猟者による捕獲を合わせて、年間1万7,000～8,000頭を捕獲する計画になっている。

今回、直接捕獲事業については、増額分の1,800頭の上乗せを含めて6,800頭を捕獲する予定である。

全体として昨年度は2万6,000頭ほど捕獲しているが、今年度はそこまではいかないと考えている。

宮本しづえ委員

猟友会の会員がだんだん減ってきていると言われており、携わる人が少なくなっている。捕獲頭数をふやして対応できるのか。

自然保護課長

猟友会会長に、昨年度は7,700頭ほど捕獲しているので、昨年度ほどではないにしても6,800頭ほど捕獲願うと要請したところ、会長からは昨年度の実績があるので頑張るとの回答を得ており対応可能と考える。

宮本しづえ委員

只見線の財源に寄附金の積み立てがある。かなり大きな金額だが、これはどこからの寄附か。

生活交通課長

今回は7,000万円を超える寄附の積み立てを行う。これはことしの4～9月の寄附を合計して積み立てた額だが、年度当初に東京都、首都圏に所在する企業の何社かから多額の寄附があり、このような額になった。

宮本しづえ委員

上下分離方式での整備が決まったことにより、企業から寄附が集まるようになったのか、あるいは只見線が運行できない状態になってからずっと継続して寄附があったのか。

生活交通課長

先般、多額の寄附をした方に直接謝礼する機会があった。その方の意識としては、上下分離方式が決まったからではなく、被災の状況を報道や、ほかの方から聞いていた中で、いつか寄附をしたいと考えており、その時期がこの年の春だったとのことである。

宮本しづえ委員

了解した。

生5ページ、生活バス路線の関係で、仮設住宅間を運行するバスは仮設住宅が廃止、統合になり金額が減ったものの、通常の補助額がふえていることはどう理解すればよいか。減った分が大きくなっている。単純に振り向ける形にはできないのだろうが、これを少し振り向けて、避難元に帰還した人たちの利便性向上を図れないのか。

生活交通課長

議案書では復興特例で5,600万円ほどの減額、通常で240万円の増額となっている。もろもろの増減があつてこの額となる。さきに説明した特定の路線の制度移行の部分で捉えると、減る分が3,000万円弱、ふえる分が400万円弱となるが、それでも大きな差となる。

東日本大震災後、国の制度により仮設住宅の近くを通る広域的な路線は赤字額の全額を国と県が補助することになり、県の支出が大きくなった。しかし大震災が起こる前から行われている現行の補助制度に移ると、こちらは補助額の上限があり、さらに乗車人員の状況などもあるので、補助額的に国も県も下がりこのような増減になる。

避難元への振り分けとのことだが、避難地域では別に特例がある。現在富岡町からいわき市等の5路線を運行しており、

国と県で協調して運行の創設、維持に努めている。

宮本しづえ委員

避難地域でのバス路線の再開、増便の場合は避難地域のための特例措置はあるので、通常の県が行っているこの補助事業とは違った仕組みで運行されているとの理解でよいか。その予算はどこから出るのか。

生活交通課長

避難地域を発着する広域的な路線には特例制度があり、赤字額の全額を国と県が補助する仕組みである。その予算は、生5ページの2番目にある被災地域生活交通支援事業となる。

宮本しづえ委員

そうであれば、これはなぜ減額になるのか。

生活交通課長

当初は避難地域を発着する広域路線を1路線多く見積もっていた。実際に運行できる路線が明確になったので、その分を減額する。

宮本しづえ委員

自治体はもっと積極的に公共交通体系を充実させて、帰還促進につなげたい思いがある。自治体から要望があっても補助基準に合わないために外れてしまうことはあるのか。

生活交通課長

避難地域では現在公共交通計画を策定中である。広域的なバス路線は、常に地元の要望を受けて路線を創設している。最近では南相馬市から県立医科大学に向かう路線を10月に開設し、来年4月には富岡町と川内村を結ぶ路線が開設予定であり、避難地域を発着とする広域的なバス路線は地元の要望に応えることができている。

鳥居作弥委員

さきに説明のあったイノシシの件である。これだけのイノシシを捕獲して殺傷しているとのことだが、県全体のイノシシの増減を聞く。

自然保護課長

さきの説明のとおり、計画を策定した平成26年度にイノシシがどのぐらいいたかを統計的手法を用いて推測した結果、約4万9,000頭だった。それに基づいて、年間1万7,000～8,000頭を捕獲していくことによって、31年度までに安定生息数と言われる5,200頭にしていこうと計画としている。

昨年度は2万6,000頭、今年度もかなり捕獲しているが、実際にはまだまだイノシシが非常に多く農業被害額も減っていない。減ったとの実感が無いとの声もあるので、昨年度と比較したイノシシの増減を定点観測カメラを用いて調査している。計画の実態と現実の相違を調べ、専門家の意見を聞きながら計画の見直しも視野に検討を進めたい。

鳥居作弥委員

計画どおりであればイノシシは減るだろうが、実際としてはまだ状況がつかめていないのだと思う。

捕獲とは別にふえないようにする発想もある。さきの説明でいろいろな対策を講じながらとの話もあったが、そういった会議、協議でふえないようにする方策は考えているのか。

#### 自然保護課長

イノシシの被害防止対策には捕獲もあるが、イノシシが住むのを嫌がる環境をつくる目的で、生息環境管理としてやぶや河川敷の刈り払いを行い、農作物を守るために農地の周りに電気柵を設置するなどの被害防除も行っている。捕獲、被害防除、環境管理の3つの対策を総合的に行っている。

#### 鳥居作弥委員

いろいろと方策を練りながら目標達成に向けて努力願う。

イノシシがここまでふえた原因だが、最初に手をつける時期、捕獲する時期の問題もある。本県だけではなく全国的に遅いかもしれないが、絶対数がかなりふえた時点で捕獲を始めたため苦労しているのだと思う。

イノシシ以外にアライグマなどの被害も出ているが、外来種を含めて今後第2のイノシシになるであろう生物はいるか。

#### 自然保護課長

委員指摘のアライグマは特定外来生物であり、イノシシと違い完全に駆除する生物である。だんだんふえてきたため平成26年度に県で防除実施計画を定めた。この計画に基づいて市町村が捕獲する場合には、市町村に対する補助制度を設け、捕獲、駆除を進めていく対策を実施している。帰還困難区域などの人が住んでいないところでも、空き家などに侵入し問題となっており、この部分は国で捕獲している。国、県、市町村が一体となって外来生物を駆除する対策をとっている。

最近話題になったヒアリも同じ特定外来生物である。暖かい地域が原産地なので冬になると県内での生息は難しいと思われるが、県では自然保護課が窓口になって相談に応じる体制をとり、県民の不安解消に努めている。外来生物や野生鳥獣の被害に対しては、農林水産部等の他部局と連携しながら対応していく。

#### 鳥居作弥委員

ヒアリは小名浜港近辺でかなり細かく調査して見受けられなかったとの報告を受けているが、アライグマは最近被害、目撃情報がふえてきている。県のホームページによると、目撃された市町村も平成25年から倍以上にふえてきている。アライグマは人を嫌い夜行性であるため、その実態はつかめないと思うが、そういった中で計画を練りながら捕獲していくのは大事である。

県と市町村で一緒になって捕獲しているとのことだが、今までアライグマをどの程度捕獲したのか。

#### 自然保護課長

分布状況は平成18年度に8市町村程度だったが、26年度は浜通りを中心に29市町村となっており拡大している。29年度の捕獲はまだ実施中なので数字は取りまとめていないが、28年度は市町村の補助金を使っての捕獲が48頭、狩猟捕獲が8頭で有害捕獲が403頭、その他も含めると647頭捕獲しており、105頭であった27年度に比べるとかなりふえている。

ことしは帰還困難区域でも国がわなの数をふやし、捕獲に力を入れているので、数字はふえると思う。

#### 鳥居作弥委員

イノシシのように絶対数がふえてからいろいろな方策をとるよりも、できるだけ数の少ないうちからしっかりとした方策をとったほうが、将来的にコストや労力を抑えられると思う。

アライグマだけではなく、今後ふえるであろう特定外来生物、もちろんイノシシに対しても実態を踏まえた捕獲計画を

しっかり策定願う。

宮本しづえ委員

中間貯蔵施設の関係で聞く。

中間貯蔵施設への搬入量の減容化についてはさまざまな取り組みがされているが、除染した土壌で8,000Bq/kg以下のものを再利用する計画がある。

二本松市の原セ地区で路盤材として使う実証事業を行いたいとのことで議会に説明があったようだが、住民からは相当不安の声がある。南相馬市では路盤材として使う実証事業を行ったと思うが、南相馬市での実証事業の結果について県はどのような評価をしているか。

中間貯蔵施設等対策室長

除染土壌等の県外最終処分に向けた取り組みにおいて、国では中間貯蔵施設に貯蔵した土壌の減容化と再生利用について技術や活用方策等を検討している。その一環として実証事業がある。

南相馬市で実証事業を行ったが、これは第一弾である。南相馬市の仮置き場の一つに保管されている3,000Bq/kg以下、実際には平均約2,000Bq/kg以下の土壌等を分別して再生資材の一部として使い、盛り土をして、放射線の影響を確認、モニタリングをしている。再生資材化に当たって放射線の影響は今のところ特に見られない。今後、環境省で再生利用の手引作成を検討しており、そういったところに反映していく。

二本松市だが、こちらにも実際に仮置き場に置かれているものを再生資材化して路床材として活用する。50cm以上の覆土厚をとり、アスファルト舗装して道路として活用し、モニタリング等を行って、影響を実証事業として確認していく。

再生利用は、今後の取り組みの一環として必要性は認識しているが、今ほど地元からの声もあったように、安全・安心の確保の部分と再整備についての国民的な理解の醸成が極めて重要である。実証事業を行うに当たり関係者には地元への説明等のしっかりとした対応を求め、取り組み状況を確認していく。

宮本しづえ委員

南相馬市の実証事業ではどれぐらいの量を路盤材として再利用し、二本松市ではどれぐらいの量の再利用を考えているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

南相馬市での路盤材とのことだが、これは保管している土壌を分別し、再生資材的なものをつくって盛り土をしていくもので、路盤材としての活用とは若干違う。あくまで盛り土をして周辺の放射線の影響を確認し、基本的に一定のモニタリング確認が終わればもとに戻して中間貯蔵施設へ搬入する。

二本松市での再利用量については資料を確認する。

宮本しづえ委員

南相馬市の実証事業は盛り土をして影響を調べてもとに戻すので、そのまま使われるわけではないのか。そうであれば今回の二本松市の実証事業は路盤材として使うので、その意味では初めての実証事業になるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘のとおり、南相馬市の事業は盛り土をして実証確認を行った後にもとに戻す。二本松市の事業は基本的には上を舗装するので、実証事業終了後の活用を想定している。

あくまで実証事業として実施するので、何か影響があった場合等には国、市と協議、調整する。

#### 宮本しづえ委員

道路に使い上まで舗装したときにどういった影響があるかはわからないが、どこまでを影響とみなすかの判断の問題も当然出てくる。住民には、道路、側溝の除染を行って出たものをどうしてもう一回道路に戻すのかとの不安な思いがあるので、しっかりした説明が必要である。そして住民の不安が大きいものは強行してはいけない。安全な環境を取り戻そうと生活環境部として取り組んできて、これだけの金を使って除染をしてきたので、それに逆行することになっては余り好ましくない。

中間貯蔵施設に係る減容化の課題はあるので取り組むべきではあるが、中間貯蔵施設がいっぱいなので、何が何でも減容化しなければならないわけではなく、そこは慎重に行う必要がある。県として国に話をして自治体間、住民との調整や調査もしっかり行うよう願う。

中間貯蔵施設にはことし50万tの搬入を見込んでおり、来年は目いっぱいの180万tを見込んでいる。搬入路の安全確保、交通対策の要望が沿線の住民から出ているが、仮置き場から中間貯蔵施設までの搬送は国の事業なので、国にしっかりと安全対策をとってもらわなければならない。主な幹線道路でどれぐらいの交通量が見込まれるのか。そして、どういった安全対策が考えられているのか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

輸送車両の量的な増加について主要幹線道路の話があったが、今はまだ全体の事業方針が示されて、全体の輸送量に関する輸送実施計画を取りまとめたところなので、関係者とはそこまでの協議、調整を行っていない。

輸送の実施に当たっての1日当たりの平均輸送車両数は、180万tであれば1,200台との数字が出ているので、今年度の50万t、350台と比べると輸送量が3倍を超える。委員指摘のとおり、これだけの輸送量なので輸送車両の増加に伴い必要となる道路交通対策は国で実施することになる。特に主要幹線ルートは国、関係市町村と必要な対策を協議していく。

#### 宮本しづえ委員

50万tであれば1日平均350台となるが、今のところ沿線住民からの苦情はあるか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

沿線住民からの苦情は特にない。今年度実施するに当たって、国、市町村と搬出箇所からの輸送時間帯等について個別の運行計画を協議、調整している。来年度以降の実施に当たっても、地元市町村の意向を踏まえて対応できるように進めていく。

#### 宮本しづえ委員

来年度搬出予定の180万tは市町村ごとではどういった計画となっているか。資料を委員会に提出願う。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘の市町村ごとの計画はこれから個別協議となるが、搬出可能量であれば輸送実施計画に明記している。ここからの抜粋でよければ後ほど資料として提出する。

#### 鈴木智委員長

ただいまの資料について、提出を求めることでよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

資料を提出可能とのことなので提出願う。

宮本しづえ委員

中間貯蔵施設の貯蔵量を極力減らしたいこともあり、各地域に仮設の焼却施設がつくられてきた。仮設焼却施設の建設予定はあるが、まだ建設もしくは稼働に至っていないものは現段階でどのくらいあるか。

一般廃棄物課長

残っているのは双葉町に計画されているものだけである。

宮本しづえ委員

葛尾村の仮設焼却施設が三春町、川内村、田村市等についても広域的に処理できるようになり、県も広域的な行政機関として対応する方針が示された。

飯舘村の仮設焼却施設は福島市などの自治体が使用しているが、飯舘村についても県が何らかの形で広域的に対応してきたのか。

一般廃棄物課長

仮設焼却炉を設置している市町村においては、市町村の希望によって運営協議会が設置されている。飯舘村では国と地元市町村等による運営協議会が設置されているので県も参画し、計画どおり運営されているかを確認している。

宮本しづえ委員

仮設焼却施設の建設計画を見たが、非常に費用がかかる。建設に1年、稼働2年、撤去、解体に1年の計画なので4年のために1カ所数百億円かける。

葛尾村の巨大な施設をたった4年で終わりにしてしまうのではなく、今回のように周辺のものも受け入れるのは非常に合理的な配慮で当然のことである。

今の説明ではこれから双葉町の施設をつくるとのことだったが、これはどうしてもつくらなければならないのか。今あるものを活用する計画はないのか。

中間貯蔵施設等対策室長

双葉町の施設の活用だが、実は少し位置づけが変わっている。この施設は中間貯蔵施設の1施設の位置づけになる。

焼却施設の機能もあるが、他の焼却施設で燃やしたものの、焼却灰の減容化、灰処理施設を今後整備し、中間貯蔵施設事業として活用することを想定している。

宮本しづえ委員

そもそも中間貯蔵施設の中に仮設焼却施設もつくる計画が当初からあったのではないか。そのほかに仮設焼却施設の計画があったが一体とするのか。そうではなく、双葉町につくるのをやめて、中間貯蔵施設につくる計画だったものを双葉町のものとしても使うという意味なのか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

仮設焼却施設はそれぞれ国直轄で実施する計画になっていた。中間貯蔵施設についても、必要な施設とのことで当初から計画されていたが、それをどこに設置、整備するかについて、双葉町等それぞれの町と調整し、現在、先ほど説明した位置づけで発注したものである。

#### 宮本しづえ委員

了解した。

すさまじい金額を使う施設なので県にはより有効な活用法を考えてもらいたい。国民の税金が使われる事業なので、国がやるからよいでは済まない。国とよく協議願う。

次に、再生可能エネルギーである。企画調整部の審査でも述べたが、県内でさまざまな再生可能エネルギー施設の設置が図られてきている。これが環境にさまざまな影響を及ぼすのではないかと住民から不安の声が出ている。環境アセスメント法あるいは県の環境アセスメント条例の枠内だけでは、住民の要求に応え切れない部分なども出てきているのではないかと。

例えば、いわき市遠野地区の3カ所に風力発電を設置する計画にしても、環境アセスメントの条例でいろいろな手続をするが、それは規制のためではないとのことだった。住民にしてみれば、では自分たちの要求はどこで受け入れてもらえるのかとなる。

今後県として、適正な環境をきちんと守りながら再生可能エネルギーを推進していくことについて、企画調整部と生活環境部との協議がより求められているのではないかと。その辺の考え方について聞く。

#### 環境共生課長

環境アセスメントは、法に基づくものと条例に基づくものがある。委員指摘の風力発電所は法に基づくものであり、太陽光発電所は本県独自の条例で扱っている。

いわき市に風力発電所が集中していることはアセス審査会でも認識している。遠野風力発電事業の配慮書について、先日、知事意見を出しているが、その中では、隣接する馬場山や三大明神山における風力発電事業との兼ね合いで複合的な影響が懸念されるので、騒音、低周波音、景観、動植物等について、他の事業者としっかりと話し合っただけで計画を策定願うとの意見を出している。また、先日環境大臣からも遠野風力発電事業について累積的な影響が懸念されるとの意見が出ている。

環境アセスメント手続では、審査会の専門家と地元市町村の意見を聞く機会があり、また地元の住民が事業者の説明会に参加したり、事業者へ意見を出す機会もあるので、そういったものを総合的に勘案しながら、環境負荷を低減するための意見をまとめている。

#### 宮本しづえ委員

2つの部の協議を進めるだけで対応できるかも含めて、庁内でしっかり検討願う。

県のアセスメント条例に該当するかについてだが、福島市の国営吾妻開拓パイロット事業跡地での太陽光発電の事業計画がある。これは194haの農地を使って30万枚のソーラーパネルを設置し80MWを発電する巨大な事業である。

パイロット事業で開拓した農地なので地目の上では第1種農地だが、パイロット事業がうまくいかないとのことで、半世紀近くも放置された農地であり林野のようになっている。

これについて事業者は、第1種農地で県の環境アセスメント条例に該当しないので、アセスメントの必要はないし、行わないとの説明を地元に行っている。これは現状からいって余り正確ではないし事業者のやり方としては適切ではない。

県は現地を視察したと聞いたが、現状についてどのような認識を持っているか。

#### 環境共生課長

吾妻開拓パイロット事業の土地に関する太陽光発電事業であるが、環境アセスメントが不要との話を聞いたので、その内容を事業者、福島市の担当課に確認した。昨年、外資系の事業者が県を訪れ、こういった事業を行いたいとの話を聞いたが、詳細な設計等の情報、県のアセスメントが必要かの判断に至る資料は得ていないので最終判断はしていない。事業者を確認したところ、さきに委員からあったようなことを説明会で述べたことは確認している。

県としては、最終判断しているわけではないと丁寧に説明して理解を得た。今後、福島市でも農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会をつくって、地元も含めて協議していきたいと聞いているので、福島市と連携をとりながら進めていく。

#### 宮本しづえ委員

県としては該当するかを含めて最終的な判断をしていないとのことだが、事業者はそういった説明を既に地元に行ってしまうので、そういったことも含めて地元の住民に対してもう一度きちんと説明を行うように事業者を指導すべきである。適切に対応願う。

現状は山となっており、土地を動かさずにソーラーパネルが設置できるとは到底思えない。当然県のアセスメント条例の対象になると思うが、現況から判断して、今の段階で県はどう考えるか。

#### 環境共生課長

太陽光発電所は環境アセスメント条例の工場・事業場用地の造成事業区分に該当し、土地の造成が行われるかどうか判断基準となる。現時点でどのようなソーラーパネルを設置するか等が判明していないので、対象となるかを述べる時期ではない。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

宮本委員から質問があった再生利用の実証事業に関する使用量について述べる。現計画では500袋程度を活用すると二本松市議会に説明があった。

ちなみに南相馬市の実証事業では約1,000袋であり、盛り土をつくって実証事業を行っている。

#### 佐藤雅裕副委員長

10日に新聞で報道があったPCBを含む機器については、周知不足や経費などの理由により、あと3年余りの処理期限での対策が急務となっていたが、実際にはどのような状況になっているのか。

#### 産業廃棄物課長

PCB廃棄物の現状だが、PCB廃棄物は法令に基づき知事への届け出が必要である。届け出ベースでは平成27年度末で処理済みが約5万8,000台であり、残存数は約5万8,000台である。

対象機器はトランスコンデンサーという大型のもの、それから小型ではあるが数が多い蛍光灯器具に入っている安定器である。

昨年PCB特措法が改正された経過もあり、28年度から専門の嘱託員を各振興局に配置し、29年度はいわきを除く各振興局に1名配置している。また、対象機器を持っていると思われる事業所に対して郵送でアンケートなどをしており、どのようなものがあって、今どのような状況かを確認しつつ、その成果も使いながら振興局で事業所関係の立入検査を進め

ている。

佐藤雅裕副委員長

今説明があったが、恐らく安定器が一番厄介なのではないかと思っている。昭和50年代ぐらいまでに建てられた建物で改築していないものが該当してくると思うが、調査ではそういった古いビルの持ち主全部にアンケートを送っているのか。

産業廃棄物課長

説明が足りず申しわけない。現在は安定器ではなくトランスコンデンサーを中心として取り組んでいる。電気事業法の電気工作物の設置届け出をしている方が、PCB廃棄物やキュービクル内にPCBの入った機器を持っている可能性があるため、届け出に基づき、中核市を除く7,000カ所ほどをシラミ潰しに当たっている。

安定器は、委員指摘のとおり昭和52年以前に建てられた事業用建物にある可能性があり、一般家庭にはないだろうと言われている。こちらについては今後持ち主や存在する施設の特定方法も含めた検討を進めている。

佐藤雅裕副委員長

トランスコンデンサーはそういった形で、安定器も期限の中で早急に対応しなければならなくなる。新聞では北海道で処分されるとのことだが、そこまでのいろいろな費用やどうやって周知して交換を促すかも重要である。各事務所にあるものの処理費用は所有者が負担するのか。

産業廃棄物課長

これらは産業廃棄物となるので、基本は排出者の責任で費用を負担することになるが、国で支援制度を既に設けており、個人は95%、中小企業は70%の支援がある。それ以外については、保管している方が負担する仕組みとなっている。

佐藤雅裕副委員長

家庭はないにしても、恐らく小規模事業所では数が多いと思うので、早急に対応願う。